

大東市と大阪産業大学との連携に関する包括協定書

(前文)

我が国における全国的な人口減少・少子化が急速に進行する中、大東市はその影響をどの都市よりも色濃く受け、子育て世代が激減している。また、私学を取り巻く環境は、日本経済の低迷と相まって少子化による就学人口の減少、産業構造・就業構造の変化、大学間競争の激化等により厳しさを増している。

この潮流のなか、大東市においては、既存の事業を見直し、真に市民が求めるものを生み出さなければならない。産業、教育または観光など今まで培ってきた文化や暮らしの中から価値を見出し、いわゆる地域ブランドを発掘し、魅力を発信することによって、知名度の向上を図り、人口減少から増加へ反転させる施策を強力に推進していく必要がある。

一方、大阪産業大学においては、大東市の最上のシンクタンクとして社会の負託に応えるため、質の高い教育研究活動を行わなければならない。また、学生が地域に入り地域課題に触れ、地域住民の声を聴いて学んでいくことで、人間力の向上を図り、地域や社会に貢献できる優秀な学生を生み出し、大学間競争における固定化した序列を打ち破っていかなければならない。

ここに大東市と大阪産業大学は、選ばれる自治体・大学であり続けるために、誰もが住みたくなる「日本一の自治体」、誰もが学びたくなる「日本一の大学」を目指し、行政と大学や地域等と協働で進めるまちづくり、福祉、教育、生涯学習、地域産業等の一層の充実と推進を図るため、次のとおり協定を締結する。

(目的)

第1条 この協定は、大東市と大阪産業大学が包括的な連携のもと、まちづくり、福祉、教育、生涯学習、地域産業等の分野で相互に協力し、相互の発展と人材育成に寄与することを目的とする。

(協力事項)

第2条 大東市と大阪産業大学は、次の事項について連携し、協力する。

- (1) まちづくりに関する共同研究及び事業の実施に関する事項
- (2) 地域の福祉・健康・医療に係る調査研究及び事業の実施に関する事項
- (3) 地域の政策課題に係る共同研究及び事業の実施に関する事項
- (4) 学校教育、地域教育及び家庭教育の向上に関する事項
- (5) 生涯学習の推進に関する事項
- (6) 地域産業の振興、新しい産業支援及び観光の振興に関する事項
- (7) 教職員・学生による地域の活動への参画の推進に関する事項
- (8) 人材の育成に関する事項

(9) 環境保全に関する事項

(10) 防災活動に関する事項

(11) その他目的達成のため必要と認める事項

(期間)

第3条 この協定書の有効期間は、協定締結日から1年間とする。ただし、この協定書の有効期間満了の2カ月前までに、大東市または大阪産業大学のいずれからも改廃の申し入れがない場合には、さらに1年間更新するものとし、その後も同様とする。

(その他)

第4条 この協定に定めるもののほか、連携協力の具体的な事項及びその他必要な事項については、大東市と大阪産業大学が協議して別に定めるものとする。

本協定の締結の証として本書を2通作成し、署名押印の上、各々1通を保有するものとする。

平成26年8月5日

大東市谷川一丁目1番1号

大阪府 大東市

代表者 大東市長

大東市中垣内三丁目1番1号

大阪産業大学

代表者 学長

大東市
大東市長

大阪産業大学
学長

